

調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 22 号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則の一部を改正する規則（平成 18 年岩手県人事委員会規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 平成 22 年 3 月 31 日までの間における一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号）第 28 条の 2 第 2 項各号及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 49 号）第 23 条の 2 第 2 項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりする。</p> <p>（1） 東京都の特別区に属する地域 <u>100 分の 13</u></p> <p>（2） 名古屋市及び大阪市に属する地域 <u>100 分の 11</u></p> <p>（3） さいたま市、千葉市及び福岡市に属する地域 <u>100 分の 7</u></p> <p>（4） 仙台市に属する地域 <u>100 分の 4</u></p> <p>（5） [略]</p> <p>3 平成 22 年 3 月 31 日までの間における一般職の職員の給与に関する条例第 28 条の 3 の人事委員会規則で定める割合は、<u>100 分の 11</u> とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 平成 22 年 3 月 31 日までの間における一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号）第 28 条の 2 第 2 項各号及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 49 号）第 23 条の 2 第 2 項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりする。</p> <p>（1） 東京都の特別区に属する地域 <u>100 分の 14</u></p> <p>（2） 名古屋市及び大阪市に属する地域 <u>100 分の 12</u></p> <p>（3） さいたま市、千葉市及び福岡市に属する地域 <u>100 分の 8</u></p> <p>（4） 仙台市に属する地域 <u>100 分の 5</u></p> <p>（5） [略]</p> <p>3 平成 22 年 3 月 31 日までの間における一般職の職員の給与に関する条例第 28 条の 3 の人事委員会規則で定める割合は、<u>100 分の 12</u> とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。